

自治会長 様

北栄町長 松本 昭夫

(公 印 省 略)

平成 2 7 年度交通災害共済加入の取りまとめについて (お願い)

交通災害共済の加入促進につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、毎年加入していただいております交通災害共済の加入更新時期となりました。万一の事故にそなえて家族全員の方に加入していただきますよう取りまとめお願いいたします。

平成 2 7 年度から加入申込みハガキと加入者証を郵送することとし、加入促進交付金の交付内容を変更しました。取りまとめにあたり、下記のとおり変更点等ありますので、よろしく願いいたします。

全世帯が加入いただけるよう住民の方への広報よろしく願いいたします。

記

1 取りまとめ注意事項 ※平成 2 7 年度分から変更点がありますので、ご注意ください

(1) 申込み方法

これまでどおり、申込みされる方の人数と掛け金を取りまとめさせていただきますようお願いいたします。集金の際、加入申込ハガキについている預り証は自治会長さん又は集金される方の印を押して申込者へ返してください。

なお、自治会の取りまとめ時に都合が悪い方等は、大栄庁舎総務課または北条庁舎分庁総合窓口で直接申し込んでいただけますので、お知らせください。

(2) 取りまとめ時期について

各世帯へのチラシとポスターは、今月末の全戸配布で自治会にお配りします。

※加入申込ハガキは平成 2 7 年度加入分から全て郵送することにしました。2 月中旬には各世帯に発送する予定です。(郵送のため、自治会内で到着に差がありますが、ご了承ください)

申込みハガキの発送と合わせて、放送文例と集計の取りまとめ表を配布します。

広報、取りまとめをお願いいたします。

(3) 申込期限

3月20日(金)必着で大栄庁舎総務課または北条庁舎分庁窓口室へ、申込書、自治会で集計した取りまとめ表、掛け金、交通災害共済加入促進交付金申請書兼報告書を添えてご提出ください。

(4) 加入資格

町内に住民登録のある方は誰でも加入できます。ただし、3月31日までに転出予定の方は加入できません。(町外へ転出を予定されている方はご注意ください)

2 加入促進交付金

平成27年1月14日に交通災害共済加入促進交付金交付要綱が施行されました。要綱に従い自治会での取りまとめ数に応じ、交付金の交付を行います。

各自治会の交通安全事業の推進等にご活用いただければ幸いです。

変更前	変更後(平成27年度~)
加入率により1人あたり、80円~120円まで	自治会取りまとめ分1人あたり80円

※交通災害共済加入促進交付金申請書兼報告書に人数を記載の上、掛け金と一緒に役場に提出してください。

3 その他

(1) 加入申込みハガキの発送を行った時には町放送にて町民の皆様に連絡いたします。

(2) 加入者証は4月下旬に加入世帯へ郵送予定です。

4 配布するもの

取りまとめ表・・・不足する場合は大栄庁舎総務課または北条庁舎分庁総合窓口へおいでください。

放送文例・・・・・・1部

交通災害共済加入促進交付金申請書兼報告書・・・・1部(取りまとめ人数を記入してください)

問い合わせ先：総務課地域防災室 宇山 0858-37-3111